

事務所通信

2006年12月号

No. 18



～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

売上高について

私どもの事務所では毎朝朝礼の時間に研修をしています。今月は本の輪読で『**仕事ができる人の心得**』（小山昇著）を読んでいます。今日は「う」で始まる経営用語でしたが、丁度、売上に関する用語の解説がありました。読み終えた後、勉強になったものを一つ選んでコメントするのですが、「**なるほどそういうことだったのか**」と気づく事がたくさんあります。以下に売上に関するものを載せておきます。

【売上げ】 0091

市場活動のモノサシです。収益のモノサシは粗利益額です。売上げが増加しているのは、社長の考えとお客様の考えが一致しているからです。

【売上げ増】 0092

お客様の増加が一番の早道です。

【売上単価】 0093

企業の命運を左右するものです。**社長の決定事項**でなければならない。値引きを営業マン任せで、放任することは極めて危険です。売上単価、値引きの戦略は、全社一律ではなく、部門別、商品別に、お客様の動向を見極めながらの個別対応が必要です。

【売上げ不振】 0094

売るための努力をしていないか、売れる商品を仕入れていないからです。または、品切れを起こしているからです。

【売り場効果】 0095

一番売れている物を 30%増やし、売れていない物を 30%減らすとよい。

【売れている】 0097

売れている物は店頭にも倉庫にもない。倉庫に商品がたくさんあるということは、売れていないということです。

【売れる】 0098

① ニーズがあるのと購買力があるのでは違う。② 欲しいのと買えるのでは違う。③ ポルシェが欲しいという人は買えないが、高級車ならなんでもいいと思う人は買える。④ **よい物が売れるのではない。売れる物がよい物です。**

上記の本が欲しい方は本屋さんで購入されるか、事務所にも若干在庫がありますので申し付けてください。



内容証明郵便

今年も残りわずかとなりました。いつまでも回収できずにお困りの売掛金などありませんか？
催促や、法的な証拠として便利な、内容証明郵便を紹介します。

● 内容証明郵便とは

「内容証明郵便」とは、郵便物の特殊取扱制度のことで、「手紙」の一種です。
郵便局が「誰に対して、いつ、どんな手紙を出したか」を公的に証明してくれるのです。
口頭や通常の郵便、FAX、e-mailなどで伝えても後で相手に聞いていないと言われてしまうと、それでおしまいです。トラブルを避けるためにも内容証明郵便にした方がよい場合があります。

● こんな効果があります

① 確実な証拠を残す ② 心理的圧迫を与える ③ 確定日付が得られる

- ・ **クーリングオフ** 訪問販売等の契約解除には、契約時等に書面を受け取ってから8日以内に、書面で通知しなければなりません。
- ・ **債務免除(債権放棄)** 債権を放棄するなんて、もったいないと思うかもしれませんが、税法上の対策として、債権を放棄する場合があります。債務免除(債権放棄)は、口頭でも手紙でも良いのですが、**税務申告上の証拠**として残すために内容証明郵便にすべきです。
- ・ **契約解除** 相手方の故意や過失で契約の解除、取消し等をする場合等、重要な事案の場合には、内容証明郵便が有効です。
- ・ **時効中断** 債権者にとって、時効になってしまっただけでは、大変ですね。内容証明郵便で請求(催告)をして、**時効を中断**させることができるのは、**6ヶ月だけで、しかも1回限り**です。ただ、内容証明郵便を受け取った相手が「あと3か月待って」などと、自分の債務の支払義務を認めた場合や、入金の一部を回収した時に時効はストップします。
- ・ **債権譲渡の通知** 売掛代金債権、貸金債権等を譲渡したときは、債務者がこれを承諾した場合を除いて通知をしなければなりません。

…… etc. こんな時、内容証明郵便が効力を発揮します！

● 内容証明郵便の作り方

用紙、用具(パソコン等)は自由です。ただし、形式上には一定の制約があります。

- 縦書きの場合 …… 1行20字以内、1枚26行以内
- 横書きの場合 …… 1行13字以内、1枚40行以内または、1行26字以内、1枚20行以内

※ 詳細は、郵便局や当事務所に御相談下さい。



● 内容証明郵便の出し方

- ① 同文の文書 3通 (1通手書きで2通コピーでも良い)
- ② 差出人の住所氏名を記載した封筒 (手紙を入れずに開封のまま)
- ③ 印鑑 (郵便局で、字数などの間違いがあったときの訂正に必要)
- ④ 料金
 - ・ 通常郵便物の料金 80円 (定型25グラム)
 - ・ 内容証明料 420円 (手紙文1枚の場合)
 - ・ 書留料 420円
 - ・ 配達証明料 300円 (任意)

※ 取扱郵便局かどうかの確認をして出してください。

※ 料金変更にご注意下さい

より確実な証拠となるよう、配達証明とした方が良いでしょう！！

封筒に「内容証明書在中」なんて、書く必要はありません。「書留」のスタンプが押されているだけですから、「開けてびっくり内容証明」という具合です。受取り拒否にならないためのコツです。

< 広川 >

e-Tax (国税電子申告・納税システム)

e-Taxは、便利なオンラインシステム

e-Tax(国税電子申告・納税システム)は、あらかじめ開始届出書を提出し、登録をしておけば、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができる便利なシステムです。

① 申告

所得税、法人税、消費税の申告はもちろん、酒税や印紙税の申告もできます。また、「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータを引き継いで利用することもできます。

② 納税

インターネットバンキングやATMなどを利用して、すべての税目の納税ができます。

③ 申請・届出等

青色申告の承認申請、納税地の異動届、電子納税証明書の交付請求など、税務に関する申請届出などの提出ができます。

ご利用できる方

- ① 税務関係の手続きを行う納税者の方
- ② 税理士及び税理士法人など、税理士業務を行う方



ご利用のために必要なもの

- ① パソコンとインターネットが利用できる環境
- ② 電子署名用の電子証明書(電子証明書がICカードで発行される場合は、ICカードリーダー)

e-Taxのセキュリティ

e-Taxは、ご利用になる方が安心してシステムを利用できるように、セキュリティの確保には万全を期しています。

個人情報の保護

- ① 通信データの暗号化
SSLという事実上世界標準の暗号化技術を利用しています。
- ② 外部からの攻撃や不正アクセスの防止
ファイアウォールとアクセス監視システムで保護しています。

なりすましの防止等

- ① なりすましの防止
利用者識別番号や暗証番号を使用しています。
- ② 通信途中でのデータの改ざん検知
電子署名や電子証明書を利用しています。

不正使用の防止

- ① 他人に利用されにくい仕組み
システムに接続したままで、長時間席を離れたときなど、ログインしたまま一定時間アクセスがない場合、自動的にログアウトします。

e-Tax利用開始までの流れ



e-Tax利用開始までの流れと、それに伴い必要になる電子証明書、ICカードリーダーについてご説明いたします。

① 開始届出書を税務署に提出する

開始届出書はe-Taxホームページからオンラインで提出できます。
(書面による提出も可能です。)



② 電子証明書を取得する

電子署名を行うための電子証明書は、市区町村の窓口で発行される公的個人認証サービスに基づく電子証明書などがあります。



③ ICカードリーダーを用意する

電子証明書がICカードに格納されている場合、ICカードリーダーが必要になります。
ICカードリーダーは、家電量販店等でも購入することができますが日本税理士会等が推奨しているものを購入されることをお勧めします。

なお、電子証明書がICカード以外で発行される場合は、認証局によって専用ソフト等が必要になる場合があります。

それぞれのマニュアルなどにしたがって、インストールや設定を行います。



④ 利用者識別番号などが記載された通知書が届く

開始届出書を提出すると、最長で25日以内に税務署から届きます。



⑤ e-Taxソフトをe-Taxホームページからダウンロードする

e-Taxソフトをe-Taxホームページからダウンロードして、インストールします。



⑥ 初期登録作業を行う

暗証番号の変更や電子証明書の登録などの初期登録作業を行います。



⑦ 利用開始！(申告・納税・手続など)

e-Tax導入のメリットをいくつかご紹介します！

- 税務署や金融機関に行くことなく自宅や事務所、税理士事務所から国税に関する手続きが可能です。
- ホーム bankingでの振込による電子納税が可能です。
現金や小切手を持ち歩く必要がなくなりますので安全です。
- 受付システムの利用時間内ならば、税務署の閉庁時間でも申告・納税などが可能です。
(※インターネット banking等の利用可能時間内である必要があります。)
- ペーパーレス化ができます。

< 原 >

医療保険制度改定

平成 18 年 10 月に医療保険制度が改定され以下の内容に変更されました。

- 70 歳以上の現役並みの所得を有する方の一部負担金(窓口負担)の割合が2割から3割に引き上げられました。
- 高額療養費の自己負担限度額が引き上げられました。

高額療養費とは、1ヶ月に医療機関等に支払った自己負担限度額が定められた算出方法による自己負担限度額をこえたときに、請求により払い戻される制度です。

所得区分	窓口負担割合	自己負担限度額（1月ごと）		
		外来（個人ごと）	全ての自己負担額を世帯で合算	
現役並み所得者*1	3割	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% *4	
一般	1割	12,000円	44,000円	
低所得者		II *2	8,000円	24,600円
		I *3		15,000円



*1 現役並み所得者とは、健康保険の場合標準報酬月額 28 万円以上で 70 歳以上の被保険者と、その人の 70 歳以上の被扶養者。老人保健制度対象者の場合は、課税所得 145 万円以上の人

*2 世帯全員が市町村民税非課税の人

*3 世帯全員が市町村民税非課税で所得が一定基準（年金収入 80 万円以下等）を満たす人

*4 多数該当（過去 12 ヶ月に 3 回以上の高額療養費の支給を受け 4 回目）の場合は 44,400 円

また、低所得者の人が入院等の治療を受ける場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に表示することによって限度額が適用されます。市に申請することで発行されます。

【参考】糸魚川市…市役所健康増進課または能生・青海事務所住民係
上越市…市保険年金課または南・北出張所、各区の総合事務所

- 入院時生活療養費が新設されました。

療養病床に入院する 70 歳以上の方の食費の負担額が変わるとともに、新たに居住費(光熱水費)の負担が追加されます。ただし、難病等の入院医療費の必要性が高い方の負担額は、変更前の額に据え置かれます。(居住費の負担はありません。)

区分		変更前（食事のみ）	変更後
一般の方	入院時生活療養（Ⅰ）*1 を算定する保健医療機関 に入院している方	260円/食	(食費)460円/食 (居住費)320円/日
	入院時生活療養（Ⅱ）*2 を算定する保健医療機関 に入院している方		(食費)420円/食 (居住費)320円/日
低所得者	低所得者Ⅱ	210円/食 過去一年間の入院日数が90日超の場合は 160円	(食費)210円/食 (居住費)320円/日
	低所得者Ⅰ	100円/食	(食費)130円/食 (居住費)320円/日

*1 栄養士による食事療養が行われているなど一定の要件を満たす届出をしている医療機関に入院のとき

*2 上記以外の医療機関に入院のとき

< 田 中 >

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
12月5日(火) 午後1時00分 ↓ 午後5時00分	国民生活金融公庫 融資相談会	加藤税理士事務所	国民生活金融公庫 高田支店様	—
12月21日(木) 午後6時30分 ↓ 午後8時30分	テルモ経営研究会 TKC経営革新セミナー 「社長の決断」 —元気な会社はあなたがつくる!—	加藤税理士事務所	加藤 輝守	無料

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。
また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～

足の小指

最近舗装された道ばかりになったせいか、足の小指も退化している。本来は3本あった小指の骨が、なんと今の日本人の75%は2本しかないという。

教育EPA -エポカレッジ- おもしろ雑学集より(担当:伊藤)





休日カレンダー



12月(師走) December

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21 テルモ経営研究会	22	23 天皇誕生日
24	25	26	27	28	29	30 年末休暇
31 年末休暇	H19 1/1 元旦	2 年始休暇	3 年始休暇	4 仕事始め	5	6

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日も元気に営業しています。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

12月の税務

12月11日	本年11月分源泉所得税・特別徴収住民税納付
12月31日	当月決算法人、個人事業者の消費税各種届出書提出
1月4日	本年10月決算法人 法人税等確定申告・納付
	本年10月決算法人 消費税確定申告・納付
	平成19年4月決算法人 法人税等中間・予定申告・納付
	平成19年4月決算法人 消費税中間申告・納付

あとがき

うっすらと山も雪化粧し、めっきり冷え込む毎日が続いております。師走の月に入り皆様ご多忙のことと存じます。

さて、今年も残り1ヶ月となりました。この一年振り返って皆様いかがでしたか？ 12月は一年の節目の月。今年の反省を踏まえ来年1年の抱負を私自身も作ろうと思います。

毎年、12月中旬に「今年の漢字」というものが京都、清水寺で発表されます。昨年の漢字は「愛」でしたが今年の漢字はどんな漢字なのでしょうね。

< 倉 又 >